

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

		申請年月日		年 月 日		
① 交付申請者欄	フリガナ			生年月日		
	氏名又は 法人・組織名			☐ 大正 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 平成		
	フリガナ			経営形態		
	代表者氏名 (法人・組織のみ)			☐ 個人 ☐ 集落営農 ☐ 法人		
	住所	(〒 -)	法人番号			
			認定状況		☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナラシ対象集落営農 ☐ 認定なし ※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。	
登録済の振込口座	☐ 変更なし ☐ 新規 ☐ 変更あり		電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可) 		

② 交付申請内容 (本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」に○を付けてください) ※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。					
交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請		
本年産の申請	する	しない	する	しない	
前年産の申請状況	無		無		

※ ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。
※ 既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請		
本年産の申請	する	「する」の場合、申請する事業の□に✓してください。 ☐ 水田活用の直接支払交付金 ☐ コメ新市場開拓等促進事業 ☐ 畑作物産地形成促進事業 ☐ 畑地化促進事業	しない
前年産の申請状況	無		

※前年産の申請状況は参考です。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、□に✓してください。)	
☐	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。
④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、□に✓してください。)	
☐	経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

	【地域協議会等】	【地方農政局等】

交付申請者管理コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

農地の有効利用の実施状況 ※確認して✓	☐ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。	
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✓	☐ 2年以上	☐ 2年未満

【個人又は法人が記載】 ※該当に✓			【集落営農が記載】 ※該当に✓		
収入保険の加入状況	☐ 加入している	☐ 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)	☐ 有 (人)	☐ 無
前年の税務申告の状況	☐ 白色申告	☐ 青色申告	前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載)	☐ 各構成員が申告 (組織として申告なし)	☐ 青色申告 ☐ 白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。
種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物			作付けの有無	作付け「あり」の場合	
				面積払の申請	収穫後交付の希望
麦	小麦	春まき	☐ あり	☐ しない	☐ する
		秋まき	☐ あり	☐ しない	☐ する
	二条大麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
	六条大麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
	はだか麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
大豆			☐ あり	☐ しない	☐ する
そば			☐ あり	☐ しない	☐ する
なたね			☐ あり	☐ しない	☐ する
てん菜			☐ あり	☐ しない	☐ する
でん粉原料用 ばれいしょ			☐ あり	☐ しない	☐ する

※「収穫後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。(面積払の申請をしない場合はこの欄は✓できません)

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✓

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

☐	免税事業者向け単価	☐	課税事業者向け単価 (免税事業者向け単価以外)
--------------------------	-----------	--------------------------	----------------------------

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

※対象作物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記載してください。
※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択
※いずれかに✓

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

☐	10%	☐	20%
--------------------------	-----	--------------------------	-----

【地域協議会等】	【地方農政局等】
様式第1号AとBを両面印刷で利用する場合は記載不要	

交付申請者管理コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第 2 の 1 の(7)、Ⅳの第 2 の 2 の(8)の⑥のエ、Ⅳの第 2 の 3 の(8)の⑥のエ及びⅣの第 2 の 4 の(6)の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第 1 の 1 の(2)の③のオの(イ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払

数量払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第 1 の 1 の(2)の②のアの(エ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第 9-1 号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明した書類の写しなど)を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第 1 の 1 の(3)の②のアの規定に基づき、8 月 31 日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

（なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

- （1）交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
- （2）正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
- （3）営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、正当な理由なく、**出荷・販売をしていないこと**、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
- （4）**必要書類が保管されていないため**、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合**

(5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、
また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

4 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに
提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合がある
ことに異存ありません。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1	土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2	適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3	効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4	廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5	エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6	新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7	生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。
8	安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

チェック欄

☐

過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

- ① 農業者自らが実施状況を点検してください。
- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、本チェック欄への✓に代えることができます。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓してください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出があった申請書等に記載された個人情報（注 1）を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注 2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省、内閣府沖縄総合事務局、都道府県及び市町村並びに地域農業再生協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の申請上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正を行うなど訂正手続きが軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続きが簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート ＜各取組項目の解説＞

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

農林水産省の各種補助事業等で導入されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなりました。これまでは「ゲタ・ナラシ」、「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」を申請する場合にチェックが必要でしたが、令和7年度からは「水田活用の直接支払交付金」、「畑地化促進事業」を申請する場合についてもチェックが必要となります。

1 土づくりの励行

堆肥や有機質肥料、緑肥等を活用することや、作物残さ等をすき込むことを励行し、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。

2 適切で効果的・効率的な施肥

作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減とともに、施肥のコスト削減につながります。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全種苗の使用、土壌の排水性の改善、適正な栽培密度での管理、抵抗性品種の導入、発生予察情報や病害虫の発生状況を基にした防除の要否判断、防虫ネット・粘着シートなどの物理的防除、ローテーションでの農薬散布など、様々な手法を組み合わせるよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。

また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することで、農場外への飛散・流出による農場など周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用

農業生産活動に伴い発生するプラスチック製等の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去に努めることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

また、作物残さ等については放置すると臭いの発生や有害鳥獣の誘因につながることに留意しましょう。また、すき込みによる土づくりなどを行う際に、有機物に由来する肥料成分の供給を勘案して、過剰施用とならないような施肥設計に留意することで、適正な施肥につながります。

5 エネルギーの節減

不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストを低減します。

6 新たな知見・情報の収集

みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関連する基本的な取組や技術に係る知見を収集するとともに、自らの経営に関連する環境関連法令を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。

7 生産に係る情報の保存

肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあたらない場所での保管、農薬の施錠可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録・保存を励行することで、適正な施肥・防除や次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内での電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。

8 安全な農作業の実施

農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めること、農作業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

年産における農地の利用計画を申請します。

(年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ		法人、組織の代表者氏名	フリガナ	
	(〒 -)			電話		
住所				FAX		
				経営形態	☐ 個人 ☐ 集落営農 ☐ 法人	

交付申請者管理コード	共済加入者コード

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式					
R4・R5開始	一括交付方式		分割交付方式		
R6開始	一括交付方式		分割交付方式		
R7開始	一括交付方式		分割交付方式		

農業共済加入状況(含加入予定)記入欄 ※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入					
農作物共済			畑作物共済		
水稻	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ

※「R4・R5」及び「R6」開始の一括交付方式については、前年度に一括交付を希望した者のうち、今年度も継続して一括交付を希望する場合に「○」をつけてください。

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係							
高収益作物定着促進支援	開始年	R2		R3		R4	
	対象面積	a	m	a	m	a	m

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係									
高収益作物定着促進支援	開始年	R4		R5		R6		R7	
	対象面積※	a	m	a	m	a	m	a	m
畑作物定着促進支援	開始年	R4		R5		R6		R7	
	対象面積	a	m	a	m	a	m	a	m

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

農地の利用計画記入欄（農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください）																														
	農地の番号		地名・地番、 大字、字、 集落地番	交付 対象 農地区分 (注1)	水稻 作付 最終年 (注2)	作期 (注 3)	面積 (本地面積)		作物作付面積 (注4)		作物名 (注5)	は種 の有無 (注 6)	自家 消費 該当	多収 品種 (注7)	品種名	地権者（権原を有する者）(注8)	畑地化 (注9)	高収益 作物 のみ (注10)	畑地化 促進 事業 (R6補 正)該当 (注11)	畑地化 促進 助成 (R7当 初)該当 (注12)	水田農 業高収 益化推 進計画 該当 (注13)	高収益 作物定 着促進 支援開 始年 (注14)	うち加 工・業務 用 (注15)	畑作物 定着 促進 支援 開始年 (注16)	定着促 進支援 既に5年 分交付 済み (注17)	畑作物 産地 事業 (R6補 正)対象 (注18)	R8 畑地化 の意向 (注19)	コメ 新市場 開拓事 業対象 (注20)	別途実 施事業 該当 (注21)	備考
	耕地番号	分筆番号																												
ほ 場 欄 (注3)							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				
							a	m	a	m																				

水稻単収	kg/10a
------	--------

水稻用途別作付面積							
用 途		農業者記入欄		用 途	農業者記入欄		
		出荷・販売契約数量	生産予定面積		出荷・販売契約数量	生産予定面積	
主食用米		kg	a m	(※1)(※2)加工用米②	kg	a m	
(※1)新規需要米①	WCS用稲		kg	a m	うちコメ新市場事業 対象を除く	kg	a m
	(※2)米粉用米		kg	a m	うちコメ新市場事業 対象	kg	a m
	うちコメ新市場事業 対象を除く		kg	a m	備蓄米	kg	a m
	うちコメ新市場事業 対象		kg	a m	合 計		a m
	飼料用米 (生もみ 除く)	多収品種	kg	a m			
		多収品種以外	kg	a m			
	飼料用米 (生もみ)	多収品種	kg	a m			
		多収品種以外	kg	a m			
	青刈り稲			a m			
	(※2)新市場開拓用米		kg	a m			
	うちコメ新市場事業 対象を除く		kg	a m			
	うちコメ新市場事業 対象		kg	a m			

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記入すること。

※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

農地の利用計画記入欄の注意事項

- (注1) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入する。ただし、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援の支援期間においては「1」を記入する(既に一括交付により交付を受けた場合であっても取組開始から5年間は「1」と記入する)。
- (注2) 前年度以前で、水稻を作付けた最終年を記入する。(ただし、令和3年度以前的水稻作付最終年の記入は不要。)
- (注3) 一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稻又は基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。
※同一ほ場で、異なる生産者が作物を栽培する場合、どちらか一方のみを基幹作とすること。(一方が主食用水稻を作付けする場合は、主食用水稻が基幹作となる。)
- (注4) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単価が異なる場合(は種面積と作付面積が一致しない場合)は、書面上分筆して記入する。
- (注5) 「作物名」欄には、主食用水稻(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、なたね(食用植物油脂用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てのほ場について記入する。
※小麦のうち、ゲタを申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別して記入する。
- (注6) 飼料作物(牧草)を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合は、○を記入する。
- (注7) 「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付けに取り組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。
- (注8) 農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を記入する。
- (注9) 高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。
- (注10) 畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、○を記入する。
- (注11) 畑地化促進事業(R6補正)に取り組む場合は、○を記入する。
- (注12) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成(R7当初)に取り組む場合は、○を記入する。
- (注13) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。
- (注14) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。

- (注15) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、○を記入する。
- (注16) 当年度に畑作物定着促進支援の対象に該当する場合は、支援が開始された年度を記入する。
- (注17) 前年度までに支援が開始された定着促進支援において、既に一括交付により5年分の交付を受けている場合は、○を記入する。
- (注18) 畑作物産地形成促進事業(R6補正)に申請した場合は、○を記入する。
- (注19) 畑作物産地形成促進事業(R6補正)において、令和8年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。
- (注20) コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、○を記入する。
- (注21) 畑作物産地形成促進事業(R6補正)に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のただし書又は畑地化促進事業(R6補正)に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のただし書の規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

様式第 2 号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

- 1 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」
当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。
- 2 「水稻単収欄」
「水稻用途別作付面積」の生産予定面積等の算定に用いる水稻単収を記入してください。
- 3 「水稻用途別作付面積欄」
需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。
米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業（R 7 当初事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業（R 7 当初事業）に申請した数量・面積を記載してください。
- 4 「水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係」
令和 4 年までに水田活用の直接支払交付金の高収益作物定着促進支援に取り組んでいる場合は、開始年度及び対象面積を記入してください。
- 5 「畑地化促進事業のうち定着促進支援関係」
定着促進支援に取り組む場合は、開始年度及び対象面積を記入してください。
- 6 農地の利用計画記入欄
 - (1) 「農地の番号」
農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。
 - (2) 「地名、地番、大字、字、集落地番」
作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。
 - (3) 「交付対象農地区分」
水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「1」を、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地以外の水田は「2」を、畑地は「3」と記入してください。（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）
なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入してください。ただし、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益

作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援の支援期間においては、「1」を記入してください。

(4) 「水稲作付最終年」

前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください（ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要です。）。

例えば、令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書提出時に「R 4」と記入してください。

(5) 「作期」

一つのは場で二毛作を行う場合には、は場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

（例）麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

（例）麦「2」－大豆「1」（麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。）

(6) 「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

(7) 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

(8) 「作物名」

主食用水稲（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産は場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば（普通そば又は種子用そば）、なたね（食用植物油脂用、その他）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1) 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い

平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 地域計画の目標地図において、農業を担う者が位置付けられた農地及び位置付けられることが確実な農地（令和4年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）

（注2）畑地における対象畑作物の作付面積も記入してください。

（注3）小麦のうち、ゲタを申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」に区別して記入してください。

（9）「は種の有無」

飼料作物（牧草）を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合に「○」を記入してください。

（10）「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米を含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

（11）「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

（12）「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

（13）「畑地化」

高収益作物畑地化支援に係る取組及びその他畑地化支援に取り組む年度を記入してください。畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、「高収益作物のみ」欄に「○」を記入してください。

（14）「備考」

備考として特記すべき事項を記入してください。平成29年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。

高収益作物定着促進支援に輪作で取り組む場合は備考欄に輪作と記入してください。

7 提出期限

- (1) 営農計画書は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。
- (2) なお、内容に変更がある場合には、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

以 上

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

年 月 日

地方農政局長 殿

住所

氏名

申請の内容

☐ 新規加入

☐ 振込口座変更

☐ 代理人に委任(以下の欄に代理人を記入してください)

※交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付する場合は、以下の振込口座欄の記載は不要です。

交付金の振込口座

金融機関(ゆうちょ銀行以外)

金融機関コード(数字4ケタ)

金融機関名

農業協同組合 銀行 信用金庫
信用組合 労働金庫 信連 農林中金

支店コード(数字3ケタ)

支店名

預金種別(該当のものにレ印をつけてください)

口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)

☐ 普通

☐ 当座

☐ 別段

☐ 通知

口座名義人

フリガナ

漢字

ゆうちょ銀行

記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)

番号(右づめで記入)

1

0

※

1

口座名義人

フリガナ

漢字

<代理人に委任される方>

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとします。

代理人

住所

氏名

を
使
う
理
由

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

<産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農計画書の変更について代理人に委任される方>

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の口にチェック(✓)を入れてください。

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

⚠ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

年 月 日

経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧

〇〇農政局長

北海道農政事務所長

沖縄総合事務局長

} 殿

市町村長

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知) IV の第 1 の 1 の (1) の①のイの (ウ) の規定に基づき、〇年〇月〇日現在、下表の〇年度の経営所得安定対策への加入を希望する集落営農については、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものと判断します。

番号	集落営農名称	代表者氏名	所在地住所	設立年月
1	〇〇集落営農	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市・・・	27.3
2	□□集落営農	□□□□	〇〇県〇〇市・・・	25.3

年 月 日

〇〇地域農業再生協議会会長

年産経営所得安定対策加入者別の畑作物の直接支払交付金における面積払の作付面積を確認したので、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅳの第1の1の(2)の③のウの(エ)の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

[illegible]

(備考)

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

○畑地化促進事業(R6開始分)

[illegible]

○畑地化促進事業(R7開始分)

[illegible]

○畑地化促進事業(R7開始分)(別途実施事業)

[illegible]

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

交付申請者氏名 〔 法人等にあつては、
名称及び代表者氏名 〕
経営承継者又は
相続人の氏名 〔 法人等にあつては、
名称及び代表者氏名 〕

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容(該当するものにレ印を記入してください) ☐ 合併 ☐ 移譲 ☐ 相続 ☐ 法人化 ☐ その他(以下に具体的に事由を記入してください) []	

2 農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体 (対策加入者)	➡ (いずれかにレ印を記入してください) 〔新〕 ☐ 承継後の経営体(経営承継者) ☐ 経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
交付申請者管理コード		
住 所	電話 ()	電話 ()

3 交付金の振込口座(口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。)

※「通帳表紙裏ページ」の写し等を添付する場合は、記載不要です。

金融機関(ゆうちょ銀行以外)											
金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名							
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金							
支店コード(数字3ケタ)				支店名							
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)						口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知											
口座名義人											
フリガナ											
漢字											
ゆうちょ銀行											
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)					
1 0 ※						1					
口座名義人											
フリガナ											
漢字											

(備考)

- (注意事項)
- (1) 交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
 - (2) 農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
 - (3) 交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」の写し等を添付してください。
 - (4) 収入減少影響緩和交付金の加入者から承継又は相続を受けようとする方であつて、引き続き同交付金に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者	住所		申請年月日	年	月	日
	氏名又は法人・組織名		交付申請者管理コード			
	代表者名 (法人・組織のみ)		地域協議会等管理コード			

麦								
品質区分 (等級/ランク)		品質区分別生産量						
		小麦				二条大麦	六条大麦	はだか麦
		春期には種する小麦		秋期には種する小麦				
		(パン・中華麺用品種以外)	(パン・中華麺用品種)	(パン・中華麺用品種以外)	(パン・中華麺用品種)			
1等 又は 相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
2等 又は 相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

大豆		
品質区分 (等級)		販売総数量
普通大豆	1等又は1等相当	kg
	2等又は2等相当	kg
	3等又は3等相当	kg
特定加工用	合格又は合格相当	kg

そば	
品質区分 (等級)	品質区分別生産量
1等又は1等相当	kg
2等又は2等相当	kg

なたね	
品質区分 (品種)	販売総数量
キザキノナタネ	kg
きらきら銀河	kg
キラリボシ	kg
ナナシキブ	kg
ペノカのしずく	kg
その他品種	kg

てん菜	
品質区分 (加重平均糖度)	販売総数量
度	kg

でん粉原料用 ばれいしょ	
品質区分 (加重平均でん粉含有率)	販売総数量
%	kg

(注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
(注2) 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
(注3) 小麦のDON検査等を別途行っている場合、検査の結果が明らかになった後に申請するようにしてください。